

## 教育委員会定例会審議結果

|         |  |
|---------|--|
| 1 担当部署名 | 守谷市教育委員会 学校教育課   |
| 2 件 名   | 令和8年1月教育委員会定例会   |
| 3 概 要   | <p><b>1 開催日時</b><br/>令和8年1月26日（月曜日）午後1時30分～午後2時</p> <p><b>2 開催場所</b><br/>守谷市役所 庁議室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b><br/>5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、石丸美紀委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数7名）</b><br/>教育部長 小林 伸稔<br/>教育部参事 直井 健治<br/>次長兼生涯学習課長 福島 晶子<br/>学校教育課長 藤沼 重信<br/>教育指導課長 鈴木 優子<br/>給食センター長 松井 貫太<br/>中央図書館長 平塚 恒子<br/>事務局員（学校教育課） 1名</p> <p><b>5 傍聴人</b><br/>なし</p> <p><b>6 議題</b></p> <p><b>【議決事項】</b><br/>(議決)<br/>(1) 議案第1号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について<br/>(2) 議案第2号 守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について</p> <p><b>【協議事項】</b><br/>(1) 協議第1号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p><b>【報告事項】</b><br/>(1) 報告第1号 守谷市社会教育委員の会議からの建議書の提出について</p> <p><b>【その他】</b><br/>無し</p> |
| 4 今後の状況 | 次回の定例教育委員会は、令和8年2月25日（水曜日）午後1時30分から開催予定  |

# 令和8年1月教育委員会定例会

## 会議資料

日時 令和8年1月26日（月）

午後1時30分から

場所 守谷市役所 序議室

# 令和8年1月教育委員会定例会

## 会議次第

日 時 令和8年1月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

### 1 開会

### 2 会議録署名人指名

### 3 議決事項

議案第 1号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 2号 守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について

### 4 協議事項

協議第 1号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

### 5 報告事項

報告第 1号 守谷市社会教育委員の会議からの建議書提出について

### 6 その他

## 議案第1号

### 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年教育委員会規則第6号）第4条に基づき、御所ヶ丘中学校区学校運営協議会委員を次のとおり委嘱する。

#### 名称 御所ヶ丘中学校区学校運営協議会

| No. | 氏名                   | 委嘱区分                          | 所属等       |
|-----|----------------------|-------------------------------|-----------|
| 21  | なかむら あきひさ<br>中村 明久   | 規則第4条第1項第4号 対象学校の校長、教頭、その他教職員 | 大井沢小学校教頭  |
| 22  | ひらが かずあき<br>平賀 和明    |                               | 御所ヶ丘小学校教頭 |
| 23  | いしかわ けんたろう<br>石川 健太郎 |                               | 松前台小学校教頭  |

委嘱期間 令和8年1月26日から令和9年3月31日まで

令和8年1月26日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和 年 月 日原案 決

#### 提案理由

本案は、御所ヶ丘中学校区において、学校と地域住民等が協力して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの更なる充実を図るため、各小学校の教頭に学校運営協議会委員を委嘱するものです。

なお、当該学校運営協議会の委員現員数は20名ですが、12月16日に実施した当該中学校区の第2回学校運営協議会において、各小学校の教頭に委員を委嘱することの要望が採択されたことから、守谷市学校運営協議会設置運営規則第4条第1項ただし書きの規定により、委嘱するものです。

## 会 議 錄

|              |  |  |    |  |  |  |
|--------------|--|--|----|--|--|--|
| 会議の名称        | 令和7年度第1回御所ヶ丘中学校区学校運営協議会  |  |    |  |  |  |
| 開催日時         | 令和7年12月16日(火)<br>開会：14時00分 閉会：15時50分   |  |    |  |  |  |
| 開催場所         | 守谷市立御所ヶ丘中学校 視聴覚室   |  |    |  |  |  |
| 事務局(担当課)     | 学校教育課、生涯学習課、教育指導課  |  |    |  |  |  |
| 出席者          | 委員   | 鈴木委員、佐藤委員、森山委員、石川委員、佐瀬委員、高野(美)委員、大塚委員、中村委員、村田委員、吉澤委員、金子委員、大場委員、高野(香)委員、渡辺委員、澤木委員、井脇委員 計16人 |    |  |  |  |
|              | その他  | 若林推進員、齋藤推進員、寺田推進員、白鳥氏  |    |  |  |  |
|              | 事務局  | 後関係長、岡野主任、細谷主事、古澤係長、堀越社会教育指導員、小口社会教育指導員、野口社会教育指導員、藤牧指導主事                                   |    |  |  |  |
| 公開・非公開の状況    | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開  | 傍聴者数   | 0人 |  |  |  |
| 公開不可の場合はその理由 |  |  |    |  |  |  |
| 会議次第         | 1 開会<br>2 議事<br>(1) 守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部改正<br>(2) 守谷市地域学校協働本部設置要綱・協働活動交付金交付要綱<br>(3) 熟議<br>ア 学校運営協議会での「熟議」について<br>イ 学校運営に関するテーマをもとにした「熟議」の実施<br><br>3 その他<br>4 閉会 |  |    |  |  |  |

| 議案 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 2  |

## 審　議　経　過

### 議事1 守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部改正

#### 経　　過

事務局から、守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部改正について説明。  
学校運営協議会の委員定数は、地域の実情に応じて設定することができるようになった。

#### 決　定　事　項

御所ヶ丘中学校区学校運営協議会から大井沢小学校、大野小学校、御所ヶ丘小学校の教頭3名を追加で委員として委嘱することが提案され、賛成多数により可決された。今後、本件については教育委員会に諮られる予定。

### 議事2 守谷市地域学校協働本部設置要綱・協働活動交付金交付要綱

#### 経　　過

事務局から、今年度新たに制定された守谷市地域学校協働本部設置要綱・協働活動交付金交付要綱について説明。

#### 決　定　事　項

なし

### 議事3 熟議

#### 経　　過

学校運営に関するテーマをもとにした熟議を実施。

#### 決　定　事　項

なし

| 議案 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 3  |

議案第 2 号

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について

守谷市放課後子ども教室運営規則（平成19年守谷市教育委員会規則第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年1月26日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡正  
令和8年 月 日 決

提案理由

本案は、令和8年度からの夏季休業日変更に伴い、8月の放課後子ども教室事業を実施しないことから、同月分の事業参加費を徴収しないため、守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正するものです。

| 議案 | 頁数 |
|----|----|
| 2号 | 1  |

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則

守谷市放課後子ども教室運営規則（平成19年守谷市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「7月分及び8月分の子ども教室事業参加費は合わせて2,000円とし、8月に徴する」を「8月分の子ども教室事業参加費は徴しないものとする」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

| 議案 | 頁数 |
|----|----|
| 2号 | 2  |

守谷市放課後子ども教室運営規則新旧対照表

| 改 正   | 現 行   |
|---|---|
| (保護者負担)   | (保護者負担)   |
| 第10条 (略)  | 第10条 (略)  |
| 2 (略)   | 2 (略)   |
| 3 第1項の規定にかかわらず、 <u>8月分の子ども教室事業参加費は徴しないものとする</u><br>_____。 | 3 第1項の規定にかかわらず、 <u>7月分及び8月分の子ども教室事業参加費は合わせて2,000円とし、8月に徴する。</u> |

協議第1号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である児童クラブ運営事業について、夏季休業日の変更により児童クラブの保育日数が増加するため、保育料の見直しに伴う守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、協議を求める。

令和8年1月26日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正

| 協議 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 1  |

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月　日

守谷市長

守谷市規則第　号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表8月の項中「5, 000円」を「6, 000円」に、「6, 00円」を「7, 000円」に改める。

別表第2夏休みの部8月の項中「4, 000円」を「6, 000円」に、「4, 500円」を「7, 000円」に改める。

別表第3中「8月」、「1, 000円」及び「1, 500円」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

| 協議 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 2  |

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

| 改 正                          | 現 行                          |
|------------------------------|------------------------------|
| 別表第1 (第10条第1項関係)<br>【別記1 参照】 | 別表第1 (第10条第1項関係)<br>【別記1 参照】 |
| 別表第2 (第10条第2項関係)<br>【別記2 参照】 | 別表第2 (第10条第2項関係)<br>【別記2 参照】 |
| 別表第3 (第10条第3項関係)<br>【別記3 参照】 | 別表第3 (第10条第3項関係)<br>【別記3 参照】 |

【別記1】

改 正

| 月別  | 利用の別 | 月曜日から金曜日までの利用 | 月曜日から土曜日までの利用 |
|-----|------|---------------|---------------|
|     |      |               |               |
| 4月  |      | 4, 500円       | 5, 500円       |
| 5月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 6月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 7月  |      | 5, 000円       | 6, 000円       |
| 8月  |      | 6, 000円       | 7, 000円       |
| 9月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 10月 |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 11月 |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 12月 |      | 4, 000円       | 5, 000円       |
| 1月  |      | 4, 000円       | 5, 000円       |
| 2月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 3月  |      | 4, 500円       | 5, 500円       |

## 現 行

| 月別  | 利用の別 | 月曜日から金曜日までの利用 | 月曜日から土曜日までの利用 |
|-----|------|---------------|---------------|
| 4月  |      | 4, 500円       | 5, 500円       |
| 5月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 6月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 7月  |      | 5, 000円       | 6, 000円       |
| 8月  |      | 5, 000円       | 6, 000円       |
| 9月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 10月 |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 11月 |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 12月 |      | 4, 000円       | 5, 000円       |
| 1月  |      | 4, 000円       | 5, 000円       |
| 2月  |      | 3, 500円       | 4, 500円       |
| 3月  |      | 4, 500円       | 5, 500円       |

【別記2】

改 正

| 利用の別   |    | 月曜日から金曜日までの利用  | 月曜日から土曜日までの利用  |
|--------|----|----------------|----------------|
| 長期休暇の別 |    |                |                |
| 春休み    |    | 1, 500円        | 2, 000円        |
| 夏休み    | 7月 | 2, 500円        | 3, 000円        |
|        | 8月 | <u>6, 000円</u> | <u>7, 000円</u> |
| 冬休み    |    | 1, 000円        | 1, 500円        |

現 行

| 利用の別   |    | 月曜日から金曜日までの利用  | 月曜日から土曜日までの利用  |
|--------|----|----------------|----------------|
| 長期休暇の別 |    |                |                |
| 春休み    |    | 1, 500円        | 2, 000円        |
| 夏休み    | 7月 | 2, 500円        | 3, 000円        |
|        | 8月 | <u>4, 000円</u> | <u>4, 500円</u> |
| 冬休み    |    | 1, 000円        | 1, 500円        |

【別記3】

改 正

| 利用の別   |    | 月曜日から金曜日までの利用 | 月曜日から土曜日までの利用 |
|--------|----|---------------|---------------|
| 長期休暇の別 |    |               |               |
| 夏休み    | 7月 | 2, 500円       | 3, 500円       |
|        |    |               |               |
|        |    |               |               |

現 行

| 利用の別   |    | 月曜日から金曜日までの利用 | 月曜日から土曜日までの利用 |
|--------|----|---------------|---------------|
| 長期休暇の別 |    |               |               |
| 夏休み    | 7月 | 2, 500円       | 3, 500円       |
|        | 8月 | 1, 000円       | 1, 500円       |
|        |    |               |               |

## 守谷市児童クラブ保育料の改定について

令和 8 年度より、夏季休業日が変更になることに伴い、児童クラブの保育日数が増加します。児童クラブの保育提供時間の増加に伴い、運営面の費用が増額となるため、保護者に負担いただく保育料を改定するものです。

### 保育料増額の根拠

#### ◆改定内容(児童 1 人当たり月額)

| 利用形態             | 現 行     | 改定後(H30 水準) |
|------------------|---------|-------------|
| 通年(月曜～金曜) 8月分    | 5,000 円 | 6,000 円     |
| 通年(月曜～土曜) 8月分    | 6,000 円 | 7,000 円     |
| 長期休暇利用者(月曜～金曜)8月 | 4,000 円 | 6,000 円     |
| 長期休暇利用者(月曜～土曜)8月 | 4,500 円 | 7,000 円     |

現行の保育料は、平成31年度の学校教育改革プランにより夏季休業日が縮小された際に減額されたもので、今回改定する保育料の額は、減額前の水準と同額となります。

報告第1号

守谷市社会教育委員の会議からの建議書提出について

守谷市社会教育委員の会議から「守谷市における文化ホール整備に関する建議書」が提出されましたので報告します。

令和8年1月26日 報告  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正

| 報告 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 1  |

# 守谷市における文化ホール整備に関する建議書

論点の整理と基本となる考え方

令和7年12月  
守谷市社会教育委員の会議

| 報告 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 2  |

## 目次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1.はじめに～建議の経緯と趣旨           | 1 |
| 2.文化ホール整備の意義と社会的価値        | 2 |
| (1)市民の創造的表现の場             | 2 |
| (2)児童生徒の教育的活用             | 2 |
| (3)地域の交流・連携の促進            | 2 |
| (4)市外からの集客と地域活性化          | 2 |
| (5)市のブランディングの象徴化          | 2 |
| 3.現状の課題と整備における制約          | 2 |
| (1)財政面の制約と単独整備の困難性        | 2 |
| (2)既存施設の稼働率と市民利用の実態       | 2 |
| (3)行政任せの整備・運営モデルの限界       | 3 |
| 4.持続可能な整備に向けた提案(協働モデルの導入) | 3 |
| (1)官民連携による整備・運営           | 3 |
| (2)豊かな空間の付帯               | 3 |
| (3)市民参加型の計画づくり            | 3 |
| (4)既存施設との住み分け             | 4 |
| (5)財源確保の具体策               | 4 |
| 5.整備計画における重要な論点           | 6 |
| (1)施設のコンセプトと機能の明確化        | 6 |
| (2)最適な立地の選定               | 6 |
| (3)適切な規模と機能の設計            | 6 |
| (4)魅力的な企画の案出と宣伝・広報活動の推進   | 6 |
| 6.評価・検証の枠組みと成果目標          | 7 |
| 7.おわりに～今後の議論に向けて          | 8 |

## I. はじめに～建議の経緯と趣旨

近年、地域に根ざした文化振興のあり方が全国的に問われており、守谷市においても、市民による芸術文化活動の発表の機会・場の確保が大きな課題となっています。特に、音楽を中心とした本格的な演奏会や合唱、吹奏楽等の発表、舞踊や芸能の披露の場、また、絵画・写真・書・陶芸などの美術作品、地域の文化財などの展示の場として、質の高い設備を備えた集客力のある「文化ホール」の必要性は、これまで多くの市民・団体から繰り返し要望されてきました。

こうした市民の熱意は、約1万2千人の署名とともに、平成29年と令和5年に、文化ホール建設を求める陳情として市議会に提出されました。結果は「趣旨採択」であり、一定の理解は得られたものの、実現には至らなかった経緯があります。

このような背景のもと、市役所から要請を受けた社会教育委員の会議（以下、「当会議」という。）は、守谷市における芸術文化振興の方向性を検討することとなり、芸術文化振興検討部会を立ち上げ、議論を重ねてきました。

当会議では、社会教育を振興する立場から、市民の生涯学習の機会を保障し、文化芸術活動の充実を図ることは、豊かな市民生活の実現に不可欠であると考えています。一方、守谷市の現在の財政状況からすれば、市単独での施設整備・維持管理には大きな制約があり、既存施設の稼働率も十分とは言えないなか、新規施設の整備は将来的に「負の遺産」となるリスクがあることも認識しています。

こうしたことから、当会議は市民の長年の要望を真摯に受けとめつつ、守谷市 のさまざまな状況を多角的に検討した結果、将来の守谷市における芸術文化活動の活性化を図る方向性として、行政の単独整備に依存するのではなく、市民・民間事業者と協働した新たな公共施設のあり方を提案することとしました。

本建議は、今後、市が市民の皆様、民間事業者などと連携し、より具体的な検討を進めていくための指針となることを期待しています。直ちに建設に着手するということではなく、市民の皆様の声を丁寧に伺い、様々な可能性を議論していくプロセスが重要であるとの当会議の基本姿勢をご理解いただけますようお願いいたします。

## 2. 文化ホール整備の意義と社会的価値

文化ホールは単なる施設ではなく、以下のような社会的・教育的・文化的機能を併せ持つ公共空間です。

### (1) 市民の創造的表現の場

音楽活動、芸能活動に加え、美術作品、地域の文化財など、幅広いジャンルの展示の場を提供し、自己実現の機会を支えます。

### (2) 児童生徒の教育的活用

学校教育との連携（音楽会、鑑賞教室、作品展など）を通じ、豊かな情操教育の場として活用可能です。

### (3) 地域の交流・連携の促進

音楽などを通じた世代間交流、地域間連携（他市との合同イベント等）を促進する拠点となり得ます。

### (4) 市外からの集客と地域活性化

質の高い音響環境、展示スペース、魅力的な企画によって、守谷市を文化的目的地とする関係人口の増加、にぎわいの創出につながります。

### (5) 市のブランディングの象徴化

文化ホールは、文化を核としたまちづくりを推進していく上で、その理念を具現化する象徴としての役割を担います。質の高い文化施設は、市民が誇りを感じる「目に見える」シンボルとなり、市外への魅力的な訴求力として、守谷市のブランドイメージ向上に大きく貢献します。

## 3. 現状の課題と整備における制約

### (1) 財政面の制約と単独整備の困難性

守谷市の財政は比較的安定していますが、大型の新規公共施設整備には、依然として慎重な姿勢が求められます。文化ホールの整備には初期投資に加え、維持管理費も継続的に発生するため、長期的な財政への影響は無視できません。（資料①-1 参照）

### (2) 既存施設の稼働率と市民利用の実態

現在、守谷市内には公民館をはじめとする複数の文化系施設がありますが、ホール・展示場機能を十分に果たせる会場はありません。既存施設は貸館利用

の市民による小規模公演が中心で、大規模公演は近隣自治体で開催されている実態があります。そのため、稼働率は40%弱と高水準とは言えません。（資料①-2 参照）

### （3）行政任せの整備・運営モデルの限界

従来型の「行政が整備し、管理し、市民に貸す」というモデルでは、市民のニーズや時代の変化に即した柔軟な運営が困難であり、新たな施設を整備しても、「使われない箱物」となる恐れがあります。

文化活動の多様化、採算性の課題、施設の魅力づけなどを総合的に解決するためには、行政だけでなく民間や市民との協働による新たな運営モデルが必要とされています。

## 4. 持続可能な整備に向けた提案（協働モデルの導入）

### （1）官民連携による整備・運営

民間事業者との協働によって、文化ホールの整備・運営の一部または全部を委ねる「官民連携」の導入を強く提案します。

具体的には、以下のような手法があります。

#### ① 指定管理者制度

運営を民間・NPO 等に委託し、自由度の高い自主企画・貸館運営を行うもので、多くの文化ホールが導入しています。

#### ② PFI 方式

設計・建設・運営を一括で民間に委ね、行政はサービス購入で対応するもので、民間のノウハウを活かした時代の要求に応ずるサービスの提供により、満足度向上による持続的な利用促進の好循環を生み出しています。近隣自治体での整備事例として、「流山おおたかの森駅前市有地有効活用事業（スターツおおたかの森ホール）」があります。

### （2）豊かな空間の付帯

これらの運営手法を導入する際には、施設の多角的な活用として、文化ホールとともにカフェ、スタジオ、ワークショップスペース、展示コーナーなどを併設し、賃料収入によって維持費の一部を補う「複合施設モデル」の採用も有効です。

### （3）市民参加型の計画づくり

施設の構想段階から、パブリックコメントにとどまらず、市民・文化団体・教育

関係者などが参加するワークショップやヒアリングを実施し、市民の声を反映した設計・運営モデルを構築します。市民による利用促進・企画運営の主体化が、持続可能な施設運用の鍵となります。

#### (4) 既存施設との住み分け

既存施設と新たな施設の両方を持続可能なものとするために、既存施設では市民団体の活動、発表の場など公共性の高い使用を主とし、新たな施設では市外からの集客が見込める大規模公演や収益性の高いイベント、全市的なセレモニーなど、より専門的で高水準の使用を主とするなど、ターゲット層や用途を明確に分けることが重要です。

#### (5) 財源確保の具体策

文化ホールの整備・運営における最大の課題は、初期建設費用とその後の維持管理費に対して、持続可能な財源の確保です。市の一般財源に過度な負担をかけることなく、分散的かつ多角的に財源を組み立てる視点が必要です。

そのため、以下のような財源確保策の導入を提案します。ただし、収益構造の透明化や収支の見込みについては、今後の検討課題として、具体的な計画策定時において、コンサルタントなどの専門家による詳細な検証・検討が必要です。

##### ① 交付金や助成金の活用

###### ・ 国の交付金

文化・教育・地域振興に資する施設整備として、社会資本整備総合交付金や地方創生推進交付金などの対象となる可能性があります。

###### ・ 民間の助成金

文化・芸術振興を目的とした民間助成金には、公益財団法人や企業の社会貢献活動として提供されるものがあります。文化ホールの建設は地域文化の振興や芸術活動の場の提供に資するため、対象となる場合があります。

##### ② 官民連携による初期投資の軽減

###### ・ PFI 方式やリース方式の導入

建設や設備導入を民間事業者が担い、市は分割払い方式で利用料を支払うことで、初期コストの圧縮が可能です。

###### ・ 設計・建設段階からの企業スポンサー参画

命名権（ネーミングライツ）をはじめ、設備・機器提供、企業による出資などを通じて負担軽減を図ります。

### ③ 施設の収益化による自己財源創出

- ・文化ホールの自主企画イベント(コンサート、展示会等)の収益
- ・テナント(カフェ、物販、スタジオなど)からの賃貸収入
- ・貸館使用料収入(営利利用・広域利用を含む)
- ・駐車場・広告スペース等の副次的収入

上記により、維持管理費の一部を自己財源で補完する仕組みを構築し、市の一般財源依存を最小限に抑える設計が可能です。

### ④ 市民による寄附制度・ふるさと納税の活用

- ・ふるさと納税型クラウドファンディング

文化ホール整備を目的とした寄附募集を「共感型」の寄附キャンペーンとして展開することで、市民・関係者等からの支援が期待できます。

- ・寄附者名掲示型個人寄附制度

椅子やホール壁面等に名前を刻む寄附者名掲示型個人寄附制度を導入し、市民参加型の資金調達を実施します。

- ・市民が加入する友の会の賛助金

文化ホール友の会(フレンズ)を設け、加入する市民の施設利用の利便性を高めるサービスを提供するとともに、その会費の一部を文化ホールの維持向上への賛助金とすることで、市民による継続的な支援の場とします。

### ⑤ 利用者負担(使用料)の適正化

- ・市内団体と市外団体、営利／非営利利用で料金体系を整理し、広域利用も見据えた「適正な使用料設定」により収入基盤を確立します。

### ⑥ 基金積立(初期整備費に含まれない修繕・更新費)

- ・大規模かつ高機能な施設の場合、高度な設備を備えており、建設後の維持・更新費も大きくなるため、建設費基金の積立割合は慎重に設定する必要があります。
- ・維持管理や設備更新には多額の費用が必要となるため、建設時からの基金確保と、維持管理費用や修繕計画に基づいた長期的な資金の試算が不可欠です。これにより、将来の財政負担を平準化し、安定した施設運営を実現するための現実的な積立計画が立てられます。
- ・基金は、市の一般会計からの繰り入れや、施設使用料・運営収益の一定割合を積立に回すことなどを検討し、財政状況を考慮しながら最適な方法を選択する必要があります。

## 5. 整備計画における重要な論点

文化ホール整備の実現に向けて、具体的な計画の策定時は、以下の論点について、コンサルタントなどの外部専門家により、多角的な検討を深める必要があります。これらは施設の機能性、持続可能性、地域への貢献度を大きく左右する重要な要素です。

### (1) 施設のコンセプトと機能の明確化

施設は「上品さ」と「上質さ」を基本コンセプトとします。整備にあたっては、専門的な文化ホールを主機能とし、音楽や芸能といった公演・発表の場を提供するとともに、その利用者の利便性向上や文化活動の多様化に資するため、美術作品や文化財の展示スペース、売店、飲食店などの付帯施設を一体的に整備します。

これにより、施設全体の魅力と集客力を高め、多様な市民ニーズに応えるとともに、若年層の利用促進も目指します。

また、既存の公民館や児童施設との機能分担を明確化することが、持続的な利用につながります。

### (2) 最適な立地の選定

施設の立地については、市民の利便性や広域からの集客力を考慮し、守谷駅東口を選定します。ただし、交通アクセス、周辺環境との調和、騒音対策、駐車場確保、将来的なまちづくり計画との整合性など、多角的な視点からの詳細な検討が引き続き不可欠です。

### (3) 適切な規模と機能の設計

文化ホールの規模設定は、市民の多様な利用ニーズに応え、商業利用（貸館）による収益確保の可能性を最大限に引き出すとともに、プロフェッショナルな公演にも対応できる 1,000 人収容規模とします。ただし、過剰な設備投資は初期費用と維持管理費を増大させるリスクがあるため、建設・運営費の試算などを踏まえ、持続可能な運営となる機能設計を行うことが肝要です。

### (4) 魅力的な企画の案出と宣伝・広報活動の推進

質の高い音響環境や展示スペースといった施設の魅力を最大限に活かし、持続可能な運営をするために、魅力的な企画の案出は重要な課題です。施設の運営主体である民間事業者や運営団体と市役所が連携し、外部団体やアーティスト、地域内外の関係者と協働して、多様かつ魅力的なイベン

トの誘致、宣传・広報活動を積極的に展開する必要があります。

## 6. 評価・検証の枠組みと成果目標

整備後の施設については、以下のような評価指標を設定し、定期的な見直しを行うことで、行政責任と公共性の両立を図ります。

各目標値は、公共文化施設の一般的な傾向、他都市の成功事例、および本施設の目指すべき姿を総合的に勘案し設定しています。

### ① 年間稼働率（目標：60%以上）

**根拠** 公立文化施設（人口20万人未満）の全国平均稼働率は、40～50%程度（「2024年度地域の公立文化施設実態調査」報告書）ですが、本施設は市民ニーズへの合致、積極的な誘致活動、官民連携による効率的な運営により、これを上回る高水準を目指します。近隣の先進事例では、60%以上の実績を上げており、これを参考に設定しました。  
(資料①-1 参照)

### ② 市民団体による自主企画実施割合（目標：50%以上）

**根拠** 「市民の創造的表現の場」としての機能を最大化するため、市民が主体的に企画・実施する活動の割合を50%以上とすることを目標とします。これにより「市民参加型の計画づくり」を実現し、単なる場所貸してなく創造的な活動拠点として市民活動の活性化を図る挑戦的な目標です。一方、貸館は安定した収入源ですが、収益率は自主事業より低いため、両者の実施割合のバランスをとることが重要です。

### ③ 自主收益率（目標：維持管理費の30%以上をカバー）

**根拠** 持続可能な運営のため、市の一般財源への依存を最小限に抑えることを目指します。全国の公共文化施設における自主財源比率の平均は10%～20%程度ですが、本施設では、公民連携による「複合施設モデル」の導入、テナント収入、多様な財源確保策を組み合わせることで、30%の高い目標を設定し、自立した運営基盤の確立を図ります。

### ④ 市民満足度調査の実施と結果の公開

### ⑤ 事業者評価制度による外部チェックの導入

## 7. おわりに～今後の議論に向けて

集客力をもった品格ある文化ホールの整備は、市民の文化的営みへの貢献であり、地域の未来への投資です。スポーツ施設や子育て施設、生活インフラなど、市民生活に直結する施設の充実も重要なことではありますが、文化ホールが提供する「文化」は、人々の心に豊かさと潤いをもたらし、「健康で文化的な生活」にとって不可欠なものです。

文化ホールの整備は、単に「箱」を作ることではなく、「人が集い、学び、響き合う空間」を創出することに他なりません。

当会議としては、守谷市が市民・民間・行政の三者による協働体制を構築し、持続可能な文化拠点としての文化ホールを実現されるよう強く望みます。

なお、本建議書が提案する文化ホール建設に対する取り組みは、その優先順位を含め、市役所内の特定部署での検討にとどまるものではなく、多くの市民の署名によって整備の必要性が示されたことから、守谷市の重要な政策課題として、より慎重かつ多角的な検討を要するものであることを申し添えます。

### 参考資料（別紙添付）

- 資料①-1 近隣市町村の施設について
- 資料①-2 令和6年度もりりん中央ホール利用状況
- 資料② 建議までのあゆみ
- 資料③ 社会教育委員名簿

➤ 近隣市町村の施設について

資料①-1

|                 | 取手市   | 土浦市   | 坂東市   |
|-----------------|---|---|---|
| 文化施設名           | 取手市民会館<br>※音楽ホール<br>※福祉会館併設   | クラフトシビックホール土浦<br>(土浦市民会館)<br>※多目的ホール  | 坂東市民音楽ホール<br>ベルフォーレ<br>※文化ホール<br>※図書館、アトリウム併設   |
| 概要              | RC造4階<br>3,004m <sup>2</sup> (延面)<br>(多目的ホール:995席)  | RC造3階<br>5,925m <sup>2</sup> (延面)<br>(大ホール:1,019席、<br>小ホール:288席)  | RC造(一部鉄骨造)4階<br>/PH1階<br>6,843m <sup>2</sup> (延面)<br>(ホール:704席)   |
| 竣工年             | 1972年   | 1969年<br>(2020年 改修・耐震補強工事<br>竣工)  | 1994年3月   |
| 建設費用、<br>基金(財源) | 1,916,980,000円<br>(財源不明)  | <p>【1969年 総工事費】<br/>386,668,800円(財源不明)</p> <p>【2020年 改修・耐震補強工事<br/>費】 2,162,953,000円</p> <p>(財源内訳)<br/>国庫補助※ 80,695,000円<br/>起債:1,611,900,000円<br/>一般財源:470,358,000円</p> <p>※耐震補強及び特定天井落下対<br/>策に、社会資本整備総合交付金<br/>(防災・安全社会資本整備交付金)<br/>を申請。</p> | <p>総事業費 5,069,821,000<br/>円</p> <p>(財源内訳)<br/>・県支出金 30,000,000円<br/>(図書館建設促進費補助金)<br/>・地方債:地域総合整備事業債<br/>2,500,000,000円<br/>・その他:総合文化センター建<br/>設基金 1,800,000,000円<br/>・一般財源 739,821,000<br/>円</p> |
| 年間維持管<br>理費     | 令和5年度は指定管理料として<br>市民会館・福祉会館の合計で<br>95,918,000円。軽微な修繕<br>20万円未満は指定管理者で対<br>応。20万円以上の修繕は市で<br>負担(令和5年度予算40万円) | <p>令和6年度予算<br/>96,278,000円<br/>(内訳)</p> <p>需用費(修繕料):200,000円<br/>委託料(指定管理料):<br/>94,317,000円<br/>使用料及び賃借料:61,000円<br/>備品購入費:1,700,000円</p>  | <p>令和6年度<br/>65,921,000円<br/>人件費 32,472,000円<br/>(音楽ホール 4名)</p>   |
| 年間稼働率           | 64.4%   | 64.1%   | 84.4%   |
| 年間収益            | 市民会館使用料収益、自主文化<br>事業収益(一部福祉会館も含<br>む)の合計は22,562,100円<br>※福祉会館、市民会館を一括し<br>て指定管理しているため個別の<br>収益は算出できない       | <p>指定管理料を年度ごとに精算し<br/>ているため、収益は発生しない。</p> <p>【令和5年度収入】<br/>利用料収入:26,659,440円<br/>事業収入 :12,157,000円</p>  | <p>・市民音楽ホール使用料<br/>8,903,000円<br/>・チケット売上げ収入等<br/>3,729,000円</p>  |

|             | つくば市  | 柏市   | 流山市  |
|-------------|---|--|--|
| 文化施設名       | 1. ノバホール<br>※音楽ホール<br>2. つくばカピオ<br>※多目的ホール、体育館  | 柏市民文化会館<br>※音楽ホール  | スターツおおたかの森ホール<br>※多目的ホール   |
| 概要          | 1. RC造3階地下1階<br>5850.35m <sup>2</sup> (延面)<br>(1,000席)<br>2. RC造5階地下1階<br>9,130.50m <sup>2</sup> (延面)<br>(ホール:384席) | 鉄筋コンクリート造5階<br>5,817.72m <sup>2</sup> (延面)<br>(大ホール:1,338席、<br>小ホール:300席)  | RC造(一部鉄骨造)2階<br>3,493m <sup>2</sup> (延面)<br>※デッキを除く<br>(ホール:506席)  |
| 竣工年         | 1. 1983年<br>2. 1996年  | 1972年7月31日   | 2019年1月  |
| 建設費用、基金(財源) | 住宅・都市整備公団(現在のUR)のためなし   | 707,500,000円<br>(財源不明:根拠資料等がないため)  | 等価交換により、建設費用の支払いはないが、等価交換に要した土地価格は約21億4,600万円  |
| 年間維持管理費     | 1. 175,097,000円<br>2. 487,784,000円<br><br>※年間維持管理料は市事業費の決算額(指定管理料含む)  | 【令和5年度実績】<br>134,640,635円<br>(内訳)<br>指定管理料:111,352,000円<br>施設修繕費等:23,288,635円<br><br>【令和6年度実績】<br>135,243,995円<br>(内訳)<br>指定管理料:111,081,000円<br>施設修繕費等:24,162,995円 | 【令和6年度実績】<br>161,244,731円  |
| 年間稼働率       | 1. 74%<br>2. 53%  | 【令和5年度実績】<br>大ホール:73.2%<br>小ホール:52.9%<br><br>【令和6年度実績】<br>大ホール:75.4%<br>小ホール:52.1%   | 【令和5年度】<br>ホール:45%<br><br>【令和6年度】<br>ホール:46%   |
| 年間収益        | 1. △2,994,000円*<br>2. 3,223,000円<br><br>*光熱水費、緊急の点検、人件費の支出増のため  | 利用料収入金額実績<br>(施設・附属設備)<br><br>【令和5年度実績】<br>36,558,661円<br><br>【令和6年度実績】<br>32,583,113円   | 【令和6年度】<br>619,729,510円<br>(内訳)<br>利用料収入(施設・付帯設備・駐車場):48,165,760円<br>事業収入:13,286,500円<br>その他収入(チケット販売手数料):277,250円 |

## ➤ 令和6年度もりりん中央ホール利用状況

|      | 市内     | 市外   | 宮利    | 合計     |
|------|--------|------|-------|--------|
| 件数   | 251    | 8    | 6     | 275    |
| 人数   | 16,671 | 894  | 2,216 | 19,781 |
| 有料時間 | 449    | 57   | 108   | 614    |
| 免除時間 | 968    | 0    | 0     | 968    |
| 総時間  | 1,417  | 57   | 108   | 1,582  |
| 稼働率  | 34.1%  | 1.4% | 2.6%  | 38.1%  |

典拠：令和6年度指定管理事務事業報告書

## 建議までのあゆみ

### ・「第1回守谷市社会教育委員の会議」(全体会)

日 時：令和7年6月23日（月）午後1時30分～3時25分

場 所：守谷市中央図書館 視聴覚室

出席者：仁田栄（議長）、川崎文（副議長）、下村典子、古谷美樹、

小松洋一、堀込安子、吉元梓、湯浅茂樹、高橋房子、

櫻井由美、清水宏真、長谷川登代、高橋真美、吉田昭

議事内容：平成29年と令和5年に、約1万2千人の署名とともに文化ホール建設を求める陳情が市議会に提出されたが、趣旨採択となり、実現に至っていないこと、令和6年に実施した芸術文化に関する市民意識調査の結果、多くの市民が「芸術や文化に触れる機会が少ない」と感じており、市民ホールの建設や展示スペースの新設を望む声が一定数あったことを受けて、守谷市の芸術・文化振興の今後の方向性を検討するため、社会教育委員の会議の中に「芸術文化振興検討部会」を設置した。この部会で、ホール建設が守谷市にもたらす効果を詳しく検証し、その可能性について市に建議することになった。

### ・「芸術文化振興検討部会」第1回会議

日 時：令和7年7月23日（月）午後2時～4時

場 所：市役所小会議室1

出席者：仁田栄、小松洋一、高橋真美、川崎文、吉田昭

議事内容：市の現状として、新規施設の建設は厳しいことから既存施設の活用に注力していること、一方で、文化ホール建設を住民から強く求められていることが確認された。文化ホールの必要性、市のブランド発信、施設の稼働率向上の具体策の検討を重視し、最終的には、既存施設の活用と新規建設の是非を慎重に検討しつつ、施設の稼働率向上と市の魅力発信を両立させること、市民の期待に誠実に応えることを建議書に盛り込むことで合意された。

・「芸術文化振興検討部会」第2回会議

日 時：令和7年8月29日（金）午後2時～4時

場 所：市役所庁議室

出席者：仁田栄、小松洋一、高橋真美、川崎文、吉田昭

議事内容：第2回会議より、個々の意見をまとめ合意形成を支援する立場として、吉田委員が会議の進行を行うこととなった。第1回会議での議論を集約した建議書（素案）をもとに、個々に意見を述べ、修正点の確認と合意がなされた。

・「芸術文化振興検討部会」第3回会議

日 時：令和7年9月16日（火）午後3時～4時

場 所：市役所庁議室

出席者：仁田栄、小松洋一、高橋真美、川崎文、吉田昭

議事内容：第2回会議の議論に基づき、建議書（素案）を修正した建議書（案）の確認がなされた。

・「令和7年度 第2回守谷市社会教育委員の会議」（全体会）

日 時：令和7年10月8日（水）午後2時～4時

場 所：市役所庁議室

出席者：川崎 文（副議長）、古谷 美樹、小松 洋一、堀米 安子、  
吉元 梓、湯浅 茂樹、高橋 房子、清水 宏眞、吉田 昭

議事内容：「芸術文化振興検討部会」にて計3回の会議を経て作成された「守谷市における文化ホール整備に関する建議書(案)」について、各委員より意見が述べられ、建議書（案）の課題、問題点が挙げられた。修正点、重要論点について意見が集約され、最終修正は部会に一任し、部会の委員から市長に提出することで合意した。

| 報告 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 16 |

資料③

|    |           | 所属等          |     | 芸術文化振興<br>検討部会 | シメイ<br>氏名         |
|----|-----------|--------------|-----|----------------|-------------------|
| 1  | 学校教育の関係者  | 守谷市立けやき台中学校長 |     |                | シモムラ ノリコ<br>下村 典子 |
| 2  |           | 守谷市立守谷小学校長   |     |                | フルヤ ミキ<br>古谷 美樹   |
| 3  | 社会教育の関係者  | 守谷市文化協会会长    |     | ○              | コマツ ヨウイチ<br>小松 洋一 |
| 4  |           | 青少年育成団体      |     |                | ホリゴメ ヤスコ<br>堀込 安子 |
| 5  |           | スポーツ推進委員     | 議長  | ○              | ニッタ サカエ<br>仁田 栄   |
| 6  |           | 守谷市スポーツ協会    |     |                | ヨシモト アズサ<br>吉元 梓  |
| 7  |           | 中央公民館利用者     |     |                | ユアサ シゲキ<br>湯浅 茂樹  |
| 8  |           | 郷州公民館利用者     |     |                | タカハシ フサコ<br>高橋 房子 |
| 9  |           | 高野公民館利用者     |     |                | サクライ ユミ<br>櫻井 由美  |
| 10 |           | 北守谷公民館利用者    |     |                | シミズ ヒロマサ<br>清水 宏真 |
| 11 |           | 図書館関係団体      |     |                | ハセガワ トヨ<br>長谷川 登代 |
| 12 | 家庭教育に資する者 | 守谷市PTA連絡協議会  |     |                | ハマモト ミツル<br>浜本 充  |
| 13 | 学識経験者     | 社会教育行政関係者    |     | ○              | タカハシ マミ<br>高橋 真美  |
| 14 | 公 募       | 学習支援もりサポ塾代表  | 副議長 | ○              | カワサキ アヤ<br>川崎 文   |
| 15 |           | 大学教員（社会教育学）  |     | ○              | ヨンダ アキラ<br>吉田 昭   |